（前のページより続き）
○都市計画に関する件（**四国地方整備局**二六～三〇）　一六六
○道路に関する件（**同**三一、三二）　一六六
○道路に関する件（**九州地方整備局**五七、五八）　一六七
○都市計画に関する件（**同**五九、六〇）　一六七
○道路に関する件（**北海道開発局**四八）　一六七
○昭和六十年建設省告示第千八百五十九号の一部を改正する件（**沖縄総合事務局**二一）　一六八

〔官庁報告〕

官庁事項
水防活動用洪水予報及び警報の開始について（気象庁）　一六八
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　一六九
国家試験
第五回紛争解決手続代理業務試験合格者（厚生労働省）　一六九

〔公　告〕

諸事項
官庁
安房南部区域農用地整備事業における（出野尾・東長田・作名・作名第2・岡田・出野尾・真倉・青柳・西長田・山荻・南条・古茂口・飯沼・長田第2）換地処分関係　一八一
裁判所
破産、免責、再生関係　一八二
特殊法人等
独立行政法人電子航法研究所平成二十事業年度財務諸表、中日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、西日本高速道路株式会社工事開始変更関係　一五三
地方公共団体
解散命令、教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、法人解散命令処分関係　一六二
会社その他
会社決算公告　一六三～一六五

省　令

○総務省令第二十六号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第五条第一項及び第二項並びに第五条の七第一項第三号の規定に基づき、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

総務大臣　原口　一博

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令

（対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正）

第一条　対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成十四年総務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第十一号中「又は溶融炭酸塩型燃料電池」を「、溶融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池」に改める。

第十六条第四号イ中「固体高分子型燃料電池」の下に「又は固体酸化物型燃料電池」を加える。

（住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正）

第二条　住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成十六年総務省令第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「第三条第二項第二号並びに第三号及び第四号（同令第四条第二項」を「第三条第三項第二号並びに第三号及び第四号（同令第四条第三項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十二年十二月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている燃料電池発電設備（固体酸化物型燃料電池による発電設備に限る。）のうち、この省令による改正後の対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令第二章の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

○経済産業省令第十四号

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第四条第三項（同条第四項及び第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、発電所の設置又は変更の工事の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　赤松　広隆

発電所の設置又は変更の工事の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年通商産業省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二十二号イ中「第五十九条」を「第七十二条」に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

○経済産業省令第十五号

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第四十七号）の施行に伴い、及び環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第四条第三項（同条第四項及び同法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構が